

★★

締切日

11/17

★★

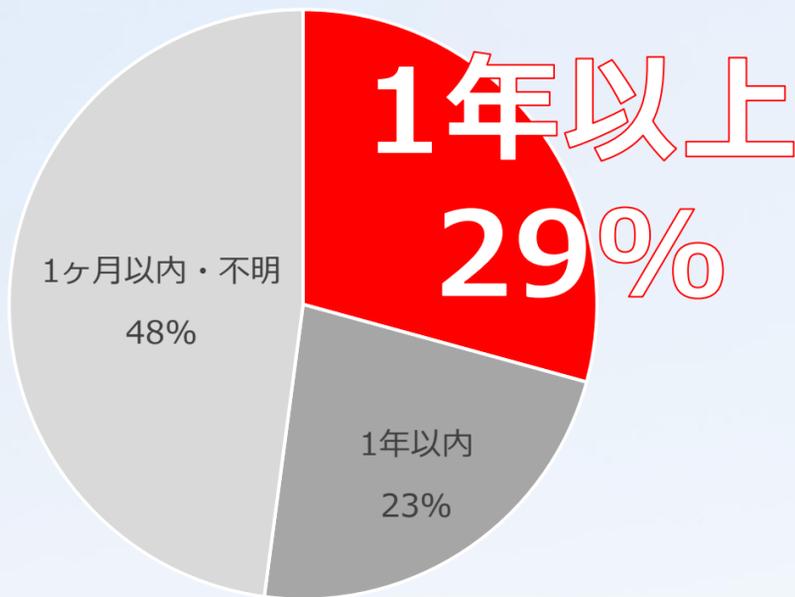
# 長期収入 サポート制度

(団体総合生活保険 団体長期障害所得補償)

長期収入サポート制度は社員の方が**病気やケガで働くことができなくなったとき** 最長**60歳**の誕生日まで**収入の一部を補償**する制度です。

昨年より、**健康状態告知が緩和**され、より加入しやすくなりました。  
ぜひ内容をご確認ください。

## 入院期間の割合 (20~64歳)



平成29年患者調査より

思いがけず長く働けないことがあります。

### ■ 他社支払事例

男性42歳 (当時) 病名：くも膜下出血

現在の状況：一部復職 保険金 (予定) 約5,500万円

管理職として働いていましたが、自宅で倒れていたところを家族に発見され救急搬送されました。くも膜下出血と診断され緊急手術となりましたが脳に損傷が残り、言語障害と記憶障害・麻痺が残りしました。

リハビリ後復職しましたが元の仕事には戻れず、給与が健康時の1/3に減少したため、復職後も保険金を受取りながら生活しています。



# 大塚健保 長期収入サポート制度はあなたの生活を守ります！

## 1 60歳の誕生日までのロング補償

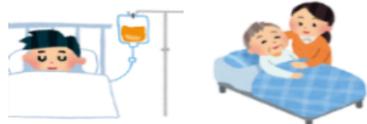
※60歳まで3年に満たない年齢で  
就業不能となった場合は最長3年間  
※精神障害については無給付期間  
終了後3年6ヶ月の補償（全員加入は1年間）



## 2 業務内・業務外 国内・海外に 関わらず24時間補償



## 3 入院中はもちろん自宅療養中も補償



## 4 受取る保険金は全額非課税



## 5 復職後も補償が続きます

（病気やケガが原因で所得が20%超減少し、  
保険金の支払条件を満たしている場合に、  
所得喪失率に応じて支払われます）

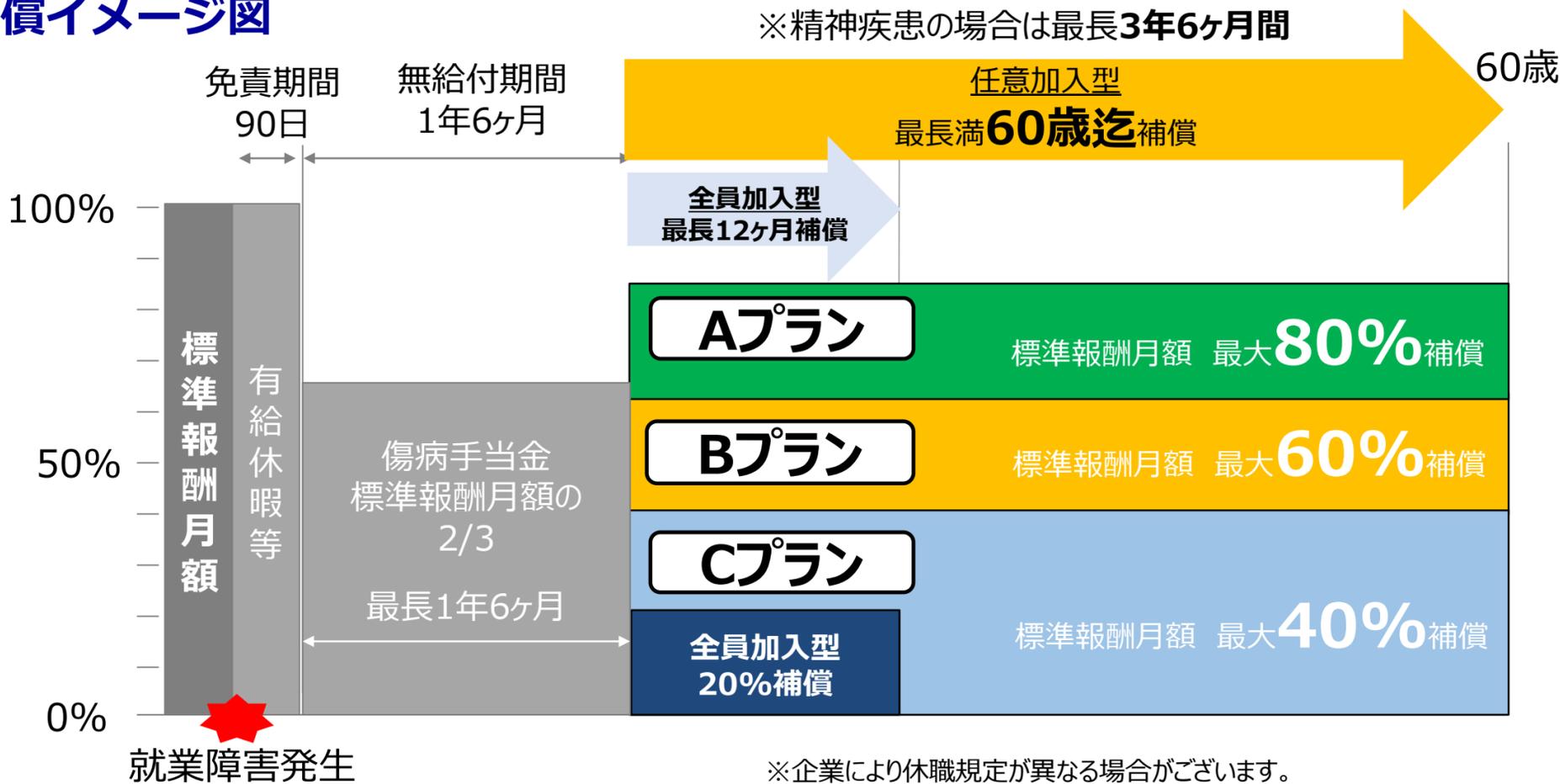
## 6 支払う保険料は 介護医療保険料控除の対象

他の介護医療保険料控除と合算して所得税  
については最高40,000円、住民税については  
最高28,000円が所得金額から控除されます。



大塚健保では病気やケガで働けない状態が続いた場合、標準報酬月額<sup>1</sup>の20%を最長12か月補償する長期収入サポート制度（全員加入）を導入しています。この全員加入にプラスしてご自身でA,B,Cプラン<sup>2</sup>に加入することで、補償を拡充することができます。なお受け取る保険金は全額非課税です。万一の働けないリスクに対する備えをぜひご検討ください。

### 補償イメージ図



※無給付期間終了後全員加入型の補償がある12ヶ月間は、補償割合が[Aプラン60%・Bプラン40%・Cプラン20%]となります。

■お問合せ先： 代理店

大塚倉庫株式会社 保険事業部 e-mail: [sonpo@otsuka.jp](mailto:sonpo@otsuka.jp)  
(株)アドバンテッジリスクマネジメント (0120-921-387 平日 10:00~16:00)

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

※ドメイン指定（受信拒否設定）を行っている場合は、必ず「@mail-d.tmnf.jp」からのメールを受信可能に設定してください。設定しない場合、パスワードなどのご連絡メールをお届けできない場合があります。

ご質問はこちらでも！  
チャットボット



10月16日～  
保険料の確認や申込は  
WEBサイトから！

